

<input type="checkbox"/> 手すり取付けの場合で、例えば2メートルの木製手すりを切って数か所に取り付ける場合には各箇所ごとに長さが記載されている ※この場合、保険給付で認められる工事費用の範囲(対象部分)は実際の手すりの長さ及びその取付け工事に必要な範囲に限られる
<input type="checkbox"/> 工事見積書の宛名、住所(施工場所)等が被保険者本人である
<input type="checkbox"/> 工事見積書に社名等の記入や社印が押印されている
<input type="checkbox"/> 工事見積書の計算が合っている
<input type="checkbox"/>改修前・後の図面(平面図)
<input type="checkbox"/> 被保険者本人の動線がわかり、改修の位置が確認できるものである
<input type="checkbox"/> 段差解消の場合、前後の状態を図面に記載しているか、断面図等で前後の状態が確認できる
<input type="checkbox"/> 踏み台、スロープの設置等で、カタログにない特注品等を使用する場合、図面に寸法が記載されている
<input type="checkbox"/>改修前の写真(撮影日付入りのもの) ※写真の現像費用は住宅改修費の支給対象外※
<input type="checkbox"/> 改修箇所ごとの写真であり、台紙(「写真貼付用紙」等)に添付してある
<input type="checkbox"/> 写真の枠内に日付が入っている(日付入りの写真機がない場合はボード等に日付を記載の上で撮影する。 ※写真に直接マジック等で日付を書き込んだものは不可※)
<input type="checkbox"/> 段差解消の場合、段差にメジャーをあてた写真とその近接写真(目盛りが読める)の2枚の写真が必要
<input type="checkbox"/>カタログ(ユニットバスの場合)
<input type="checkbox"/> 改修内容・メーカー・使用部材等が確認できるようなカタログ又は図面が添付されている
<input type="checkbox"/> 特注品の場合は、カタログに相当する設計図面の添付がある
<input type="checkbox"/>介護保険給付費受領委任払い承認申請書(受領委任払いの場合のみ)
<input type="checkbox"/> 受領委任払い事業者の必要項目の記載と押印(合意書にて押印しているもの)がある
<input type="checkbox"/> 被保険者の <u>氏名の自署及び住所の記載</u> がある
<input type="checkbox"/>その他
<input type="checkbox"/> 利用者、ケアマネージャー、住宅改修業者の三者で住宅改修内容について打ち合わせ済みである

<input type="checkbox"/> 台紙（「写真貼付用紙」等）に貼付してある
<input type="checkbox"/> 改修前と同方向から撮影した写真である
退院日（事前申請時、入院または入所中の場合）
<input type="checkbox"/> 退院日の確認ができています
その他

※事前承認後の変更について

住宅改修は事前申請制であるため、無断で改修内容の変更を行うことは認められません。住宅改修業者が改修を行う際に、利用者・家族から取り付け位置の変更等を希望されたとしても、安易に事前申請の内容と異なる改修を行ってしまうと保険給付の対象外となってしまう場合があります。そのような場合には、必ず事前にケアマネジャーもしくは住宅改修業者から長寿応援課までお問い合わせください。問い合わせの必要性が発生した日が閉庁日の場合、その直後の開庁日に必ずお問い合わせください。